

## 吉田町健康福祉センターにおける飲料用自動販売機設置事業者募集要項

この要項は、吉田町健康福祉センターに、地球温暖化防止対策等の主要なテーマに沿った飲料用自動販売機（以下「自販機」という。）を設置する事業者を選定するために必要な応募資格及び審査基準を定めるものである。

### 1 設置に当たっての重点課題

- (1) 地球温暖化防止対策
- (2) 災害・緊急時の臨機応変な対応
- (3) 利用者の満足度向上

### 2 募集要領

- (1) 参加表明

ア 提出書類 「参加表明書」（様式第1号）  
「企画提案書」（様式第2号、様式第2号-1、2、3、4）  
設置予定の自販機の仕様が分かる書類  
販売品リスト

イ 提出期間 公告の翌日から令和8年3月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地 吉田町福祉課

エ 提出方法 必ず持参すること。

オ その他 参加表明書及び企画提案書の作成に関する一切の費用は参加者の負担とし、提出書類等については、返却しない。

- (2) 設置事業者の決定

3の参加資格要件及び4(5)の必須条件を満たす事業者とする。条件を満たす複数の事業者から参加表明があった場合は、企画提案書の内容（4(5)の加点条件）を審査し、決定する。

選考結果については、選考後速やかに電話及び通知する。

- (3) 決定した事業者は、福祉課と設置内容についての確認を行い、令和8年3月末日までに吉田町行政財産の目的外使用料条例施行規則（平成24年吉田町規則第1号）第2条に基づく、行政財産目的外使用許可申請書を提出すること。
- (4) 決定した事業者は、自販機設置に係る権利を他者に譲渡しないこと。

### 3 参加資格要件

この募集に参加できる事業者は、次の条件を満たす法人又は個人とする。

- (1) 自販機の設置業務において、3年以上の運営経験を有すること。
- (2) 吉田町健康福祉センターから30km圏内（静岡市以西、袋井市以東）に本社、支社、本店、支店又は営業所を有していること。
- (3) 本社、支社、本店、支店又は営業所が2(1)の参加表明に関する書類を提出する時点において、静岡県内で食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を

受けていないこと。

- (4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (5) 町税の未納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第2号に規定する暴力団でないこと。暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

#### 4 提示条件

##### (1) 設置場所及び施設の概要

設置場所：静岡県榛原郡吉田町片岡795番地の1

1階中央案内板裏及び生きがい工房通路（館外）（別紙のとおり）

##### (2) 募集台数及び設置スペース

募集台数：2台（参加表明可能件数 2件）

※ ただし、上位得点者2者中に同一メーカーがあった場合は、利用者の利便性を考慮し、別事業者での上位得点者を選定する場合がある。

設置スペース：幅 1400mm以下×奥行き 900mm以下×2台

※ なお、設置スペースに限りがあることから、自販機の規格については、福祉課と設置事業者とで協議し、決定する。

自販機裏側へ空容器やゴミ等の投げ入れができないよう処置を講ずること。

##### (3) 設置期間

令和8年4月1日から1年間とする。

※ ただし、吉田町及び設置事業者の双方に異議がないときは、5年間を限度として更新できるものとする。

##### (4) 費用負担

###### ア 設置費・維持費

自販機の設置及び維持に係る全ての費用は、事業者が負担すること。

###### イ 電気料

個別メーターを設置し、単価は、吉田町健康福祉センターの電気総使用量に係る平均単価を基礎として算出する。6か月毎精算し、吉田町へ納めること。

###### ウ 行政財産の目的外使用料

使用料の納付は、使用を許可した日から1か月以内に吉田町へ納めること。

###### エ 原状回復費用

設置期間終了後、原状回復にかかる費用は、設置事業者が負担すること。

##### (5) 設置条件

###### (必須条件)

ア 飲料品は、酒類を除く飲料品（乳飲料を含む。）とし、季節を考慮して販売する飲料品を選択すること。また、飲料品の内容変更について、柔軟に対応すること。

- 容器は、缶、ペットボトル、瓶又は紙パックとする。
- イ 水道工事を伴う自販機は、設置できない。
- ウ 販売価格は、一般市場価格以下とすること。
- エ 設置に必要な各種法令に基づく許認可等は設置事業者が取得すること。
- オ 自販機の維持管理、商品補充、品質管理、機器内の金銭管理、釣り銭補充、故障・盜難時の対応（即時対応）を行うこと。常に販売品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- カ 販売品の搬入、釣り銭補充、廃棄物の搬出時間は吉田町健康福祉センター開館時・時間内とし、方法については福祉課の指示に従うこと。
- キ 空き缶、空きボトル、空き瓶及び空きパックが散乱することのないよう、販売品目にあつた回収箱を設置し、空き容器の回収、周辺の清掃を行うこと。
- ク 回収した空き容器は可能な限りリサイクルすること。
- ケ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- コ 故障で使用できない期間が発生しないよう、適宜メンテナンスを行うこと。
- サ 自販機には連絡先を分かりやすく表記し、日時を問わず故障その他のトラブルが生じた場合は責任を持って対応すること。特に投入金額のトラブルに対する対応については、設置期間前に福祉課と協議をしておくこと。
- シ 自販機の設置に当たっては、日本自動販売機工業会「自動販売機据付基準」に基づく耐震対策を行うこと。
- ス いたずら等による故障で長期間使用不能にならないよう、防犯対策を講じること。
- セ 地球温暖化防止対策に伴い、設置後においても、省エネタイプ等最新機種の導入に努めること。
- ソ 現地設置予定場所を事前に調査すること。

(加点条件)

- ア 地球温暖化防止対策について（最高 30 点）
- イ 災害・緊急時対応について（最高 30 点）
- ウ ユニバーサルデザインについて（最高 10 点）
- エ 利益還元について（最高 20 点）
- ※ 吉田町内の福祉団体から自主事業として自販機の維持管理等を行うことを希望する申し出があった場合は、自販機の維持管理業務のうち福祉団体が行う業務を明確にしてこれを受諾することができる。受諾した場合は、吉田町に対し受諾した業務の内容等について書面により速やかに報告すること。
- オ その他設置事業者独自のセールスポイントについて（最高 10 点）
- ※ ただし、自動販売機に直接附属するもの以外の提案については、選考の対象としない。
- (6) 使用許可の取消し又は変更
- ア 吉田町が使用許可した財産を、公用又は公共用に供するために必要とするとき。

- イ 設置事業者が許可条件に違反したとき。
  - ウ 設置事業者が申請者の資格を失ったとき。
- (7) 設置事業者は、自販機の設置等に当たり、吉田町又は第三者に損害を与えたときは全て設置事業者の責任でその損害を賠償しなければならない。
- (8) その他設置に関し疑義が生じた場合は、福祉課の指示を受けること。

担当 福祉課 高齢者福祉部門  
電話 0548-33-2105

(様式第1号)

年 月 日

吉田町長

様

(提出者) 住所

商号又は名称

代表者氏名

印

電話番号

(担当者) 氏名

連絡先

## 参 加 表 明 書

吉田町健康福祉センターにおける飲料用自動販売機設置事業者募集要項に掲げる参加資格要件及び提示条件を全て満たすことを確約し、別紙企画提案書に基づき、参加表明書を提出します。

(様式第2号)

年 月 日

## 企画提案書

吉田町健康福祉センターにおける飲料用自動販売機設置事業者募集要項に基づき、本提案書、様式第2号-1、2、3、4及び提案事項を示した書類を提出します。  
なお、記載内容は事実に相違ありません。

### 提案する自販機の規格及び仕様

自販機1

型番			
外形寸法	幅 mm	×奥行き mm	×高さ mm
販売種類及びボタン数	種類(ボタン)		

自販機2

型番			
外形寸法	幅 mm	×奥行き mm	×高さ mm
販売種類及びボタン数	種類(ボタン)		

(様式第2号-1)

提案者の業務（会社）概要		
商 号 又 は 名 称		
代 表 者 名		
本店（本社）所在地		
経 歴 ・ 沿 革		
今回の提案業務担当支店 (営業所)名・住所・電話番号	名称	
	〒	
	TEL	—
業 务 内 容		
自治体・公共施設における飲料用自販機設置実績		
施 設 名	設置年月	台数・自販機の仕様等

(様式第2号-2)

ア 地球温暖化防止対策について (最高 30点)

- 地球温暖化防止対策についてどのような対策を取ることができますか?

御提案ください。(例:ノンフロン型自販機設置、リサイクル推進、緑の募金等)

- 提案する自販機の年間消費電力量及び二酸化炭素排出量を記入してください。

(様式第2号-3)

イ 災害・緊急時対応について (最高 30点)

- 災害・緊急時においてどのような対応を取ることができますか？

御提案ください。(例：災害対応自動販売機の設置、救援物資提供協定の締結、停電時対応等)

ウ ユニバーサルデザインについて (最高 10点)

- どのような利用者にも使いやすい自動販売機の設置について御提案ください。

(様式第2号-4)

エ 利益還元について

(最高 20点)

- 利益還元について御提案ください。

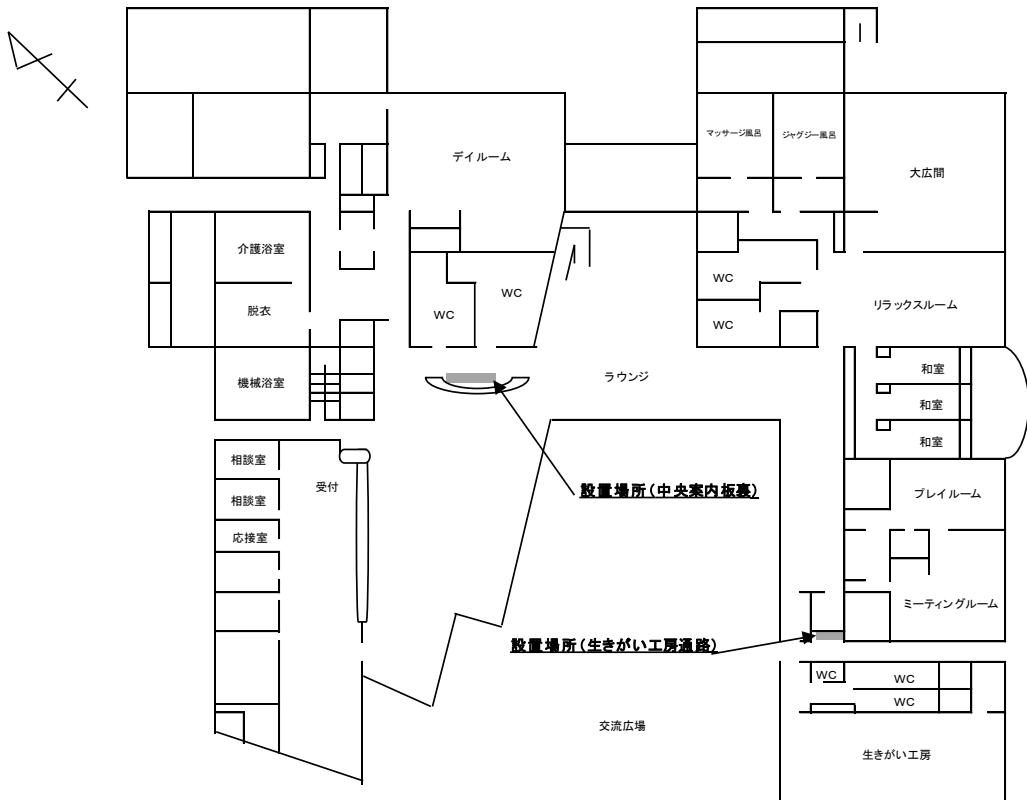
オ セールスポイントについて

(最高 10点)

- 他に何か貴社独自のセールスポイントがあれば御提案ください。(例:商品及び品質管理技術、売上管理体制、故障時対応等)

## 吉田町健康福祉センター平面図

1階平面図



2階平面図

